

情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

(情報公開条例の一部改正)

第1条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等</p>

人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに岩手県土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)~(6) [略]

2 [略]

をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに岩手県土地開発公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)~(6) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正)

第2条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条の労働争議に当たる紛争及び<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律</u>(昭和23年法律第257号)第26条第1項の<u>特定独立行政法人</u>とその職員との間に発生した紛争を除く。以下同じ。)の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方は、書面をもって、知事に対して当該個別労働関係紛争の解決を個別労働関係紛争あっせん員(以下「あっせん員」という。)のあっせんに付することを申請することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律</u>第2条第2号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第6条の労働争議に当たる紛争及び<u>行政執行法人の労働関係に関する法律</u>(昭和23年法律第257号)第26条第1項の<u>行政執行法人</u>とその職員との間に発生した紛争を除く。以下同じ。)の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方は、書面をもって、知事に対して当該個別労働関係紛争の解決を個別労働関係紛争あっせん員(以下「あっせん員」という。)のあっせんに付することを申請することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項の船員及び同項の船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、<u>行政執行法人の労働関係に関する法律</u>第2条第2号の職員、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1</p>

第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定が準用される一般職に属する地方公務員の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定が準用される一般職に属する地方公務員の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。